

議案第 55 号

東郷町部設置条例の一部改正について

東郷町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 11 月 28 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、組織機構改革を実施するため必要があるからである。

## 東郷町部設置条例の一部を改正する条例

東郷町部設置条例（昭和63年東郷町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条各号を次のように改める。

- (1) 企画政策部
- (2) 総務部
- (3) 健康福祉部
- (4) こども未来部
- (5) 都市環境部

第2条第1項中「企画部」を「企画政策部」に改め、第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の4号を加える。

- (12) 農林水産業に関すること。
- (13) 農地に関すること。
- (14) 商工業及び観光に関すること。
- (15) 労働及び雇用に関すること。

第2条第2項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 住民生活に関すること。

第2条第3項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 成人保健に関すること。

第2条第4項中「こども健康部」を「こども未来部」に改め、同項第3号中「健康」を「母子保健」に改める。

第2条第5項中「経済環境部」を「都市環境部」に改め、同項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 道路、河川その他土木に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 区画整理に関すること。
- (4) 住宅及び建築に関すること。

(5) 公園及び緑地に関すること。

第2条第6項を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東郷町職員互助会条例の一部改正)

2 東郷町職員互助会条例（昭和55年東郷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「企画部長」を「企画政策部長」に改める。

## 議案の概要

### 1 改正理由

多様化する行政サービスへの課題に対応し、効率的な行政運営を推進するため、組織機構改革を実施する必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 企画部、福祉部、こども健康部、経済環境部及び都市建設部を再編し、企画政策部、健康福祉部、こども未来部及び都市環境部に改めること。（第1条関係）
- (2) 企画政策部、健康福祉部、こども未来部及び都市環境部の分掌事務を定めること。（第2条関係）
- (3) 総務部の分掌事務を改めること。（第2条関係）

### 3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行すること。
- (2) 東郷町職員互助会条例（昭和55年東郷町条例第6号）の一部を改正し、所要の規定を整備すること。